

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費内訳

平成28年度決算額

【歳入決算額】 地方消費税交付金 196,026千円 (一般分 106,302千円、社会保障財源分 89,724千円)

【歳出決算額】 社会保障施策に要する経費 1,382,620千円

(単位：千円)

科 目 名		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出金	町 債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の交付金)	その他
社会福祉費	社会福祉総務費	181,143	6,284	0	0	5,792	169,067
	障害者福祉費	269,217	173,579	0	0	15,727	79,911
	社会福祉施設費	17,613	0	0	0	0	17,613
	国民年金費	4,555	2,810	0	0	0	1,745
	国民健康保険事業費	112,841	28,701	0	0	12,427	71,713
	地域福祉基金費	33	0	0	33	0	0
	介護保険事業費	170,762	1,133	0	0	25,550	144,079
	臨時福祉給付金給付事業費	54,209	54,209	0	0	0	0
児童福祉費	児童福祉総務費	108,127	45,835	0	100	8,077	54,115
	児童措置費	303,316	197,575	0	33,562	13,162	59,017
	子ども・子育て支援給付費	2,745	1,216	0	0	278	1,251
保健衛生費	保健衛生総務費	63,205	0	0	0	0	63,205
	予防費	88,193	3,194	0	34,213	7,943	42,843
	母子衛生費	6,661	73	0	0	768	5,820
合 計		1,382,620	514,609	0	67,908	89,724	710,379

※この内訳表は、引上げ分に係る地方消費税収(市町村交付金を含む。以下同じ。)については地方税法第72条の116により「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」とされているため、引上げ分に係る地方消費税収を社会保障施策に要する経費へ充当する決算額の内訳です。